

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	都城市 児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

都城市は、児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

都城市長

公表日

令和5年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務																	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務																
②事務の概要	<p>都城市では、児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母や父、または父または母が身体などに重度の障害がある児童の母や父、あるいは母や父にかわってその児童を養育している方に対し、児童の成長を助けるために手当支給を行います。</p> <p>【リスク対策の実施状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定個人情報ファイルの取扱いログを定期的を確認する 2 情報は全て施錠管理できる場所に保管する。 3 保存期限を超過した情報は、復元できない手段で削除又は廃棄する。 4 使用権限を明確にし、パスワードを随時変更して不正アクセスを防止する。 <p>【特定個人情報の取り扱い状況】</p> <table border="0"> <tr> <td>① 特定個人情報の入手</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>② 特定個人情報の使用</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</td> <td>【 無 】</td> </tr> <tr> <td>④ 特定個人情報の提供・移転</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>⑥ 特定個人情報の保管・消去</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>⑦ 監査</td> <td>【 有 】</td> </tr> <tr> <td>⑧ 従業者に対する教育・啓発</td> <td>【 有 】</td> </tr> </table> <p>①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行 ②支給決定した額を年6回の定時支給および不定期での随時支給 ③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定 ④児童扶養手当受給から5年を経過する等の要件を満たしている受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施 ⑤児童扶養手当の受給情報の変更に関する手続き ⑥児童扶養手当の受給資格の消滅および支給停止に関する手続き ⑦児童扶養手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務</p>	① 特定個人情報の入手	【 有 】	② 特定個人情報の使用	【 有 】	③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【 無 】	④ 特定個人情報の提供・移転	【 有 】	⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続	【 有 】	⑥ 特定個人情報の保管・消去	【 有 】	⑦ 監査	【 有 】	⑧ 従業者に対する教育・啓発	【 有 】
① 特定個人情報の入手	【 有 】																
② 特定個人情報の使用	【 有 】																
③ 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	【 無 】																
④ 特定個人情報の提供・移転	【 有 】																
⑤ 情報提供ネットワークシステムとの接続	【 有 】																
⑥ 特定個人情報の保管・消去	【 有 】																
⑦ 監査	【 有 】																
⑧ 従業者に対する教育・啓発	【 有 】																
③システムの名称	1. WEL+児童扶養手当 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ																
2. 特定個人情報ファイル名																	
児童扶養手当管理ファイル																	
3. 個人番号の利用																	
法令上の根拠	番号法別表第一項番37																
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携																	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>																
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) ・57の項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条																
5. 評価実施機関における担当部署																	
①部署	こども部 こども政策課																
②所属長の役職名	課長																

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号885-8555 都城市姫城町6街区21号 総務部 総務課 文書担当 0986-23-2117

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [O] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年5月8日	①事務の名称	児童扶養手当支給事務	児童扶養手当に関する事務		
平成27年5月8日	②事務の概要	児童扶養手当は、父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に対し、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。児童が18歳になった年の年度末まで手当が支給されます。手当の額は所得によって決定し、年に3回に分けて支給されます。また、8月には現況届(更新の手続き)が必要です。	<p>都域中では、児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親または母親と生計をともにしていない児童の母や父、または父または母が身体などに重度の障害がある児童の母や父、あるいは母や父にかわってその児童を養育している方に対し、児童の成長を助けるために手当支給を行います。</p> <p>①申請受給者(父、母、養育者)の認定請求に応じ、世帯状況を確認し、国が定めた所得上限額にて支給額を決定し受給者証書を発行 ②支給決定した額を年3回の定時支給および不定期での随時支給 ③年1回受給世帯の現況調査を実施し、支給額を決定 ④児童扶養手当受給から5年を経過する等の要件を満たしている受給者の就労状況および就労意識の調査を行い、自立への促進事業を実施 ⑤児童扶養手当の受給情報の変更に関する手続き ⑥児童扶養手当の受給資格の消滅および支給停止に関する手続き</p>		
平成27年5月8日	③システムの名称	Acrocity 福祉総合システム	1. Acrocity児童扶養手当 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ		
平成27年5月8日	2. 特定個人情報ファイル名	児童扶養手当管理ファイル	児童扶養手当情報ファイル		
平成27年5月8日	法令上の根拠	番号法別表第一項番37	番号法第9条第1項 別表第一 37の項		
平成27年7月14日	②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第13、16、26、30、47、57、64、65、87、116項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 (別表第二における情報照会の根拠) 57の項		
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	こども課長 朝倉 信子	こども課長 内田 由紀美	事後	事前の提出・公表ができないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	1. 特定個人情報を取扱う事務		【リスク対策の実施状況】 【特定個人情報の取り扱い状況】	事前	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	こども課長 内田 由紀美	課長	事前	
平成31年4月1日	IV リスク対策		項目追加	事前	
令和2年4月1日	②事務の概要	②支給決定した額を年3回の定時支給および不定期での随時支給	②支給決定した額を年6回の定時支給および不定期での随時支給	事前	
令和2年4月1日	③システムの名称	1. Acrocity児童扶養手当 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	1. WEL+児童扶養手当 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ	事前	
令和4年11月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		以下を追加 ⑦児童扶養手当の支給において、情報連携による公金受取口座情報取得に関する事務	事後	
令和4年11月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 ②法令上の根拠		以下を追加 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事後	
令和4年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年11月15日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年7月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 こども課	こども部 こども政策課	事後	事前の提出・公表ができないため
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	事前の提出・公表ができないため
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	事前の提出・公表ができないため